

田布施町公営住宅募集のご案内

募 集 月	空家募集… 6 月、 1 0 月、 2 月の年 3 回 ※ 空家がない場合は募集しません。
申込書の 受付期間	募集月内で別途定める期間 郵送の場合、期間内の消印があるものが有効

入居対象住宅【3 団地】

波野団地南住宅、麻郷団地住宅、麻里府団地住宅

募集情報について

公営住宅の募集は、町広報紙への掲載（回覧含む）、町のホームページ（モバイル版あり）、町庁舎への掲示により行います。 【募集月ごとに公示】

公営住宅について

公営住宅は、住宅に困っておられる低所得者の方々のために建てられた賃貸住宅です。このため、民間賃貸住宅などとは異なり、公営住宅法や田布施町営住宅管理条例などに入居者資格が定められており、いろいろな制限があります。この募集案内をよくお読みいただき、入居者資格をご確認の上、申し込んでください。

入居者資格がない場合は、申込みが無効となりますので、ご注意ください。

申込み手続き

町営住宅入居申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、提出してください。

（町のホームページ（<http://www.town.tabuse.lg.jp>）からもダウンロードできます。）

申込書に不備のある場合は受付できませんので、ご注意ください。

申込みの段階では、添付書類は必要ありません。

田布施町役場 建設課 土木管理係

T E L 0820-52-5807 F A X 0820-52-5968

町営住宅における暴力団員排除の取組みについて

田布施町では、町営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保のため、申込者、同居又は同居しようとする親族（以下「申込者等」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員。以下同じ。）ではないことを入居者資格として、条例に規定し、暴力団員に該当する場合には、入居決定をしないこととしました。

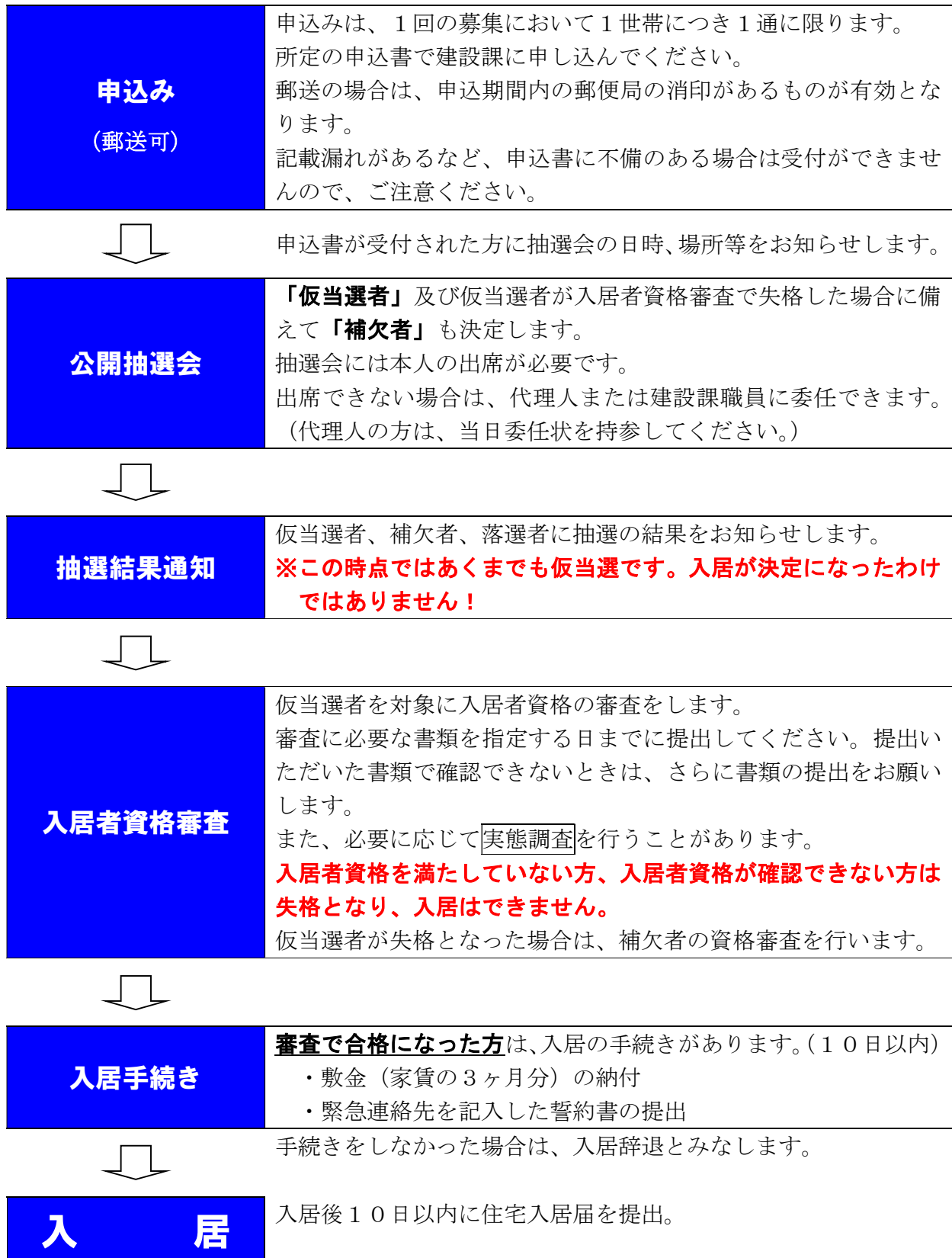
このため、町営住宅の申込みをされる方には、申込者等が暴力団員ではないことについて誓約をいただくとともに、町においては入居者資格の審査の際に、暴力団員に該当するか否かについて警察に照会することといたしました。

なお、入居後に、「同居の承認」及び「入居者の承継」についても、入居者資格の審査と同様に警察に照会し、暴力団員に該当すれば承認を行わないことを規定いたしました。

また、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、住宅の明渡請求を行うことができることを規定いたしました。

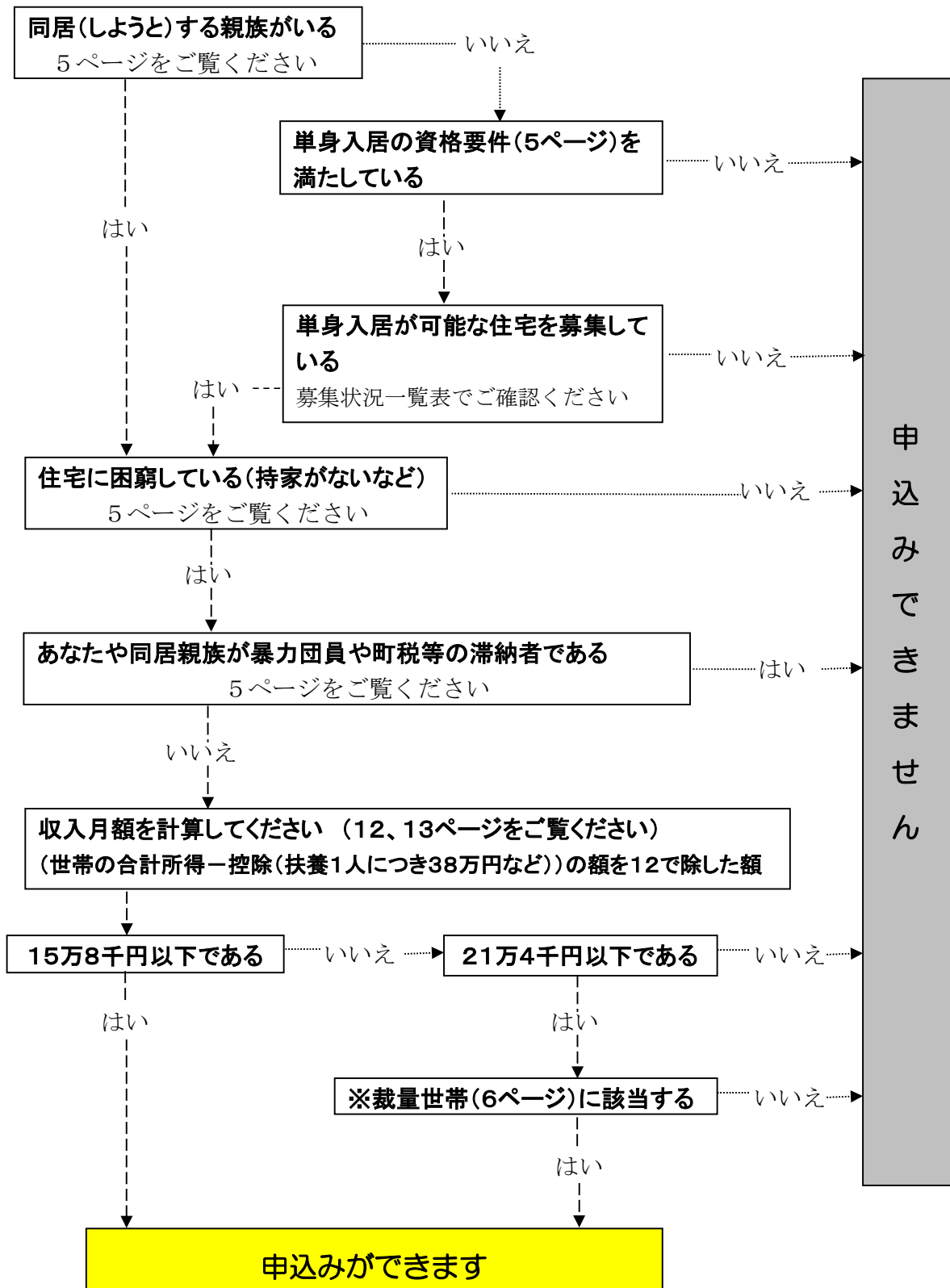
趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

申込みから入居までの流れ



1 入居者資格の有無の確認

次の手順により確認してください。



2 申込みの無効・失格と注意事項について

申込みの無効・失格

次のような場合は、申込みを無効とします。

受け付けた後、抽選で仮当選しても失格となります。

- ① 申込書に虚偽の記載があったとき
- ② 申込書に必要事項が記載されていないとき
- ③ 入居者資格がないとき又は入居者資格審査期間中に入居者資格が確認できないとき（詳しくは次ページをご覧ください）
- ④ 不自然に家族を分割して申し込んだとき、不自然な寄り合い世帯又は税法上扶養関係がない親族等で構成された世帯で申し込んだとき
- ⑤ 重複申込みしたとき
1回の募集において1世帯（婚約者との申込みの場合等も1世帯とします）から2通以上申込みをしたとき
- ⑥ 優先枠対象者（8ページ）でない方が優先枠に申し込んだとき

注意事項

- ① 入居の時に申込書に記載した方全員が同時に入居できることが必要です。
申込み後、同居親族に変更があった場合は入居できません。（婚約者が変わった場合も同じです）
- ② 婚姻予定者（当該募集の申込み締切日から3ヶ月以内に結婚する方）は、後日、入居者資格審査の際に、婚約を証する書類（結婚式場の予約証明書など）を提出していただくことになります。

個人情報保護について

田布施町では、個人情報を適正、かつ安全に取り扱うため、次のような措置を講じるとともに、漏えいや滅失を防止するため細心の注意を払います。

○ 収集の制限

あらかじめ取り扱う目的を明らかにした上で、原則として本人から情報をいただきます。

○ 利用及び提供の制限

収集した個人情報は、目的外には利用、提供しません。

○ 適正な管理

保有する個人情報は、正確かつ最新の状態に保つように努め、漏えいや滅失を防止するため細心の注意を払います。

田布施町役場建設課

3 入居者資格等について

公営住宅に申込みをされる方は、次の①から⑤のすべての条件を満たしている必要があります。

① 同居又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む）がある方

- 夫婦又は親子を主体とした家族であること。不自然に家族を分割して申し込むことや不自然な寄り合い世帯又は税法上扶養関係がない親族等で構成された世帯で申し込むことはできません。
- 婚姻予定の場合は、当該募集の申込み締切日から3ヶ月以内に確実に結婚し、入居できることが条件です。

※ 単身での申込みが可能な場合について

- 単身入居が可能な住宅は、三宅住宅のみです。
- 次のア～コのいずれかに該当する方は、単身でも申込みが可能です。

ア 60歳以上の方
ただし、昭和33年4月1日以前に生まれた方は申込み可
イ 身体障害者（障害程度1級～4級）
ウ 精神障害者（1級～3級）、知的障害者（精神障害1級～3級相当）
精神保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受ける程度の障害のある方
エ 戦傷病者（障害の程度が特別項症～6項症まで又は第1款症である方）
オ 原子爆弾被爆者
カ 生活保護を受けている方
キ 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の方）
ク ハンセン病療養所入所者等
ケ DV被害者
コ 中国残留邦人等支援受給者

- 身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は、単身での申込みはできません。（事前相談が必要です）

② 入居しようとする方全員（申込家族）の控除後の収入月額の合計が15万8千円以下であること。

ただし、高齢者世帯など「裁量世帯（次ページ）」に該当する場合は、控除額後の収入月額の合計額が21万4千円以下であれば申込みができます。

③ 現在、住宅に困っておられる方

- 持家がある方は原則として申込みができません。ただし、持家がある方であっても、入居者資格審査時までには所有権を移転される場合は、申し込めます。
- 現在、他の公営住宅や県営住宅に入居している方は原則として申し込めません。

④ 申込者、同居及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

⑤ 申込者、同居及び同居しようとする親族に町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、町営住宅家賃等、保育料、学校給食費の滞納がないこと。

年齢等の入居者資格の基準日は、当該募集の申込み締切日となります！！

4 裁量世帯について

次の（１）又は（２）に該当する場合は、裁量世帯として扱われ、入居しようとする方全員（申込世帯）の控除後の収入月額の合計額が２１万４千円以下であれば、申込みができます。

（１）入居しようとする方が次のいずれかに該当する場合

- ① 入居申込者が６０歳以上（単身者の場合）
- ② 入居申込者が６０歳以上で、かつ同居者のいずれもが６０歳以上又は１８歳未満の方である場合

（２）入居しようとする方の中に次のいずれかに該当する方がおられる場合

身体障害者	身体障害者手帳の交付を受けている方で障害の程度が１級から４級までである方
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている方で障害の程度が特別項症から第６項症まで又は第１款症である方
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で障害の程度が１級又は２級である方
知的障害者	療育手帳がＡ又はＢの方。ただし、療育手帳Ｂの方は障害の程度が精神障害１～２級に相当する場合に限ります。
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成１３年法律第６３号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等
小学校就学前の子ども	年齢の基準日は、当該募集の申込み締切日です。

5 抽選（優遇措置）について

公開抽選会の日時・場所等については、申込み締切日までに申し込まれ、申込み内容に不備がなかった方に別途お知らせいたします。

公開抽選会で、「仮当選者」及び仮当選者が失格した場合に備えて「補欠者」も若干名抽選いたします。

公開抽選会の時点での当選は、あくまでも「仮当選」です。

なお、優先枠対象者及び多数回応募者には、優遇措置として抽選箱に入れる持ち棒の数が増えます。

（１）優先枠対象者の優遇措置について

優先枠対象者（詳しくは次ページをご覧ください。）は下表のとおり倍率を優遇いたします。

（２）多数回応募者の優遇措置について

多数回応募者（落選回数５回以上の方）は下表のとおり倍率を優遇いたします。

抽 選 区 分	落選回数		
	１～４回	５～８回	９回以上
一般の方	１	２	３
優先枠対象者	２	４	６
重複優先枠対象者	３	６	９

注）重複優先枠対象者とは、次ページの該当項目が２つ以上該当する方

抽選結果については、申込書に書かれている住所に通知いたします。

「落選」又は「補欠」の後、落選になった方は、次回の申込みの際、多数回応募者（５回以上落選者）になる場合がありますので、大切に通知書を保管してください。

※ 優先枠対象者

(1) 入居しようとする方が次のいずれかに該当する場合

母子世帯 父子世帯	配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む）のない方で、20歳未満の扶養親族がある方
高齢者世帯	① 入居申込者が60歳以上（単身者の場合） ② 入居申込者が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合
多子世帯	2人以上の扶養親族（18歳未満に限る）と現に同居し、又は同居しようとする方

(2) 入居しようとする方の中に、次のいずれかに該当する方がおられる場合

身体障害者	6ページの「身体障害者」と同じです。
戦傷病者	6ページの「戦傷病者」と同じです。
原子爆弾被爆者	6ページの「原子爆弾被爆者」と同じです。
生活保護受給者	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
中国残留邦人等 支援受給者	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付受給者
引揚者	6ページの「引揚者」と同じです。
ハンセン病療養 所入所者等	6ページの「ハンセン病療養所入所者等」と同じです。
精神障害者	6ページの「精神障害者」と同じです。
知的障害者	6ページの「知的障害者」と同じです。
要介護者	介護保険法第7条第3項に定める要介護者
炭鉱離職者	炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた方で、かつ、その手帳が失効していない方

(3) 入居しようとする方で、次の要件に該当する場合

DV被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者、同法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている者又は受けていた者及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設又は母子生活支援施設に入所している者又は入所していた者
犯罪被害者	警察及び検察当局等の関係機関などの支援を受けている者

※ 年齢等の基準日は、当該募集の申込み締切日となります。

※ 単身で申し込む場合には、制限がありますので、5ページをご覧ください。

6 入居者資格審査等について

(1) 仮当選した方は、入居者資格を確認するため、審査を行います。

町が指定する期日までに下記の「審査に必要な書類」及びその他指示する書類を提出してください。

※ いかなる理由があっても指定期日までにすべての必要書類を提出されない場合は、仮当選の資格を失いますのでご注意ください。

審査に必要な書類

書 類 の 種 類	提 出 が 必 要 な 方		
	申込者及び同居親族（婚約者含む）	別居扶養親族	
住民票の写し	全員 (続柄の記載があり、世帯全員の証明のあるもの)		
課税所得証明書	全員		
源泉徴収票	給与所得者・年金所得者		
確定申告書の写し	事業所得者		
給与支払証明書	年の途中で、就職（転職含む）・退職された方		
退職証明書又は雇用保険受給証明書			
滞納のない証明書			全 員
無資産証明書			全 員（未成年者を除く）
賃貸借契約書又は家賃領収書			家賃が高いために理由にされた方
別表に掲げる書類	別表ア～コまでに該当する方がおられる場合		
①～⑤に掲げる書類	①～⑤に該当する方がおられる場合		

別 表

該 当 者		提 出 書 類
ア	身体障害者	身体障害者手帳の写し又は福祉事務所の証明
イ	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の写し又は県健康増進課長の証明
ウ	知的障害者	療育手帳の写し（療育手帳Bの方は、障害の程度が精神障害1～2級に相当することを証する知的障害者更生相談所長の証明も必要です）
エ	戦傷病者	戦傷病者手帳の写し又は県長寿社会課長の証明
オ	原子爆弾被爆者	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
カ	引揚者	県長寿社会課長の証明
キ	ハンセン病療養所入所者	国立ハンセン病療養所等の長又は厚生労働省健康局疾病対策課長の証明
ク	生活保護受給者	直近の保護決定通知書又は福祉事務所長の証明
ケ	中国残留邦人等支援受給者	直近の支援給付決定通知書の写し
コ	母子（父子）世帯、単身者	戸籍謄本の写し

① 住宅困窮の理由が次に該当される者

立退要求があった場合	公共機関等の証明
危険建物の場合	山口県建築主事の証明

- ② 婚姻予定者（当該募集の申込み締切日から3ヶ月以内に結婚する方）
結婚式場予約証明書又は婚約証明書（媒酌人等による証明）が必要です。

③ 優先枠申込者のうち下記に該当する者

該 当 者	提 出 書 類
炭鉱離職者	炭鉱離職者求職手帳の写し
要介護者	市町村長の証明
DV被害者	保護命令中の配偶者から暴力を受けた被害者については、保護命令中であることがわかる裁判所の発行する通知書 （県男女共同参画相談センター等婦人相談所において一時保護を受けた又は受けている方、婦人保護施設又は母子生活支援施設の入退所者については、その確認・照会のため、同所長又は同施設長から意見書を入手させていただきます。）
犯罪被害者	警察及び検察当局等の関係機関などの意見書等

④ 多数回応募者

該 当 者	提 出 書 類
多数回応募者	今までの抽選結果通知書 ※それぞれの申込時の入居者資格についても確認します。

⑤ 単身入居者で常時介護を必要とする者

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方については、単身入居の入居者資格認定のための申立書等が必要です。

- (2) 町税以外（介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、町営住宅及び町営特定公共賃貸住宅の家賃・駐車場使用料・修繕費用、保育料、学校給食費）の滞納の有無も調査します。
- (3) 提出書類で入居者資格を確認できないときは、実態調査を行います。
- (4) 仮当選者が入居者資格審査で失格となったとき又は入居を辞退したときは、抽選において補欠となった方の入居者資格審査を行います。
- (5) 入居者資格審査で合格となった方には入居手続きを行っていただきます。

7 入居にあたっての注意

- 入居の手続きとして、緊急連絡先を記入した誓約書の提出と敷金（家賃3ヶ月分）の納付が必要です。
- 婚姻予定者については、原則として入籍を確認後、入居手続きをおこないます。
- 入居前に、町担当職員と立会の上、「住宅入居時確認書」を提出していただきます。
- 住宅では、犬、猫などのペットは飼えません。
- 浴槽、風呂釜を入居者負担で設置していただく団地も一部あります。
- 波野団地南は住宅のみで自治会を組織しているため、共益費2千円の負担があります。

（駐車場について）

- 波野団地南住宅、麻郷団地住宅及び麻里府住宅は1戸につき、1台分の駐車場を整備しています。
- 駐車場は原則として、入居者又は同居者が所有・使用する車に限り「駐車場使用申請書」を申請していただき使用を認めます。入居後に使用者・所有者の変更及び車の買い替え等による変更がある場合「駐車場使用変更申請書」の提出が必要です。
- 1戸で2台以上の車を使用する場合、2台目以降の車については、各自において適法な保管場所を確保していただくことになります。

（駐車場使用料について）

波野団地南住宅	1台につき900円／1月あたり
麻郷団地住宅	1台につき600円／1月あたり
麻里府住宅	1台につき300円／1月あたり

8 収入月額の計算方法

申込者及び親族（婚約者等を含む。）で収入のある方全員の総所得金額（過去1年間における所得税法によって算出した所得額）から、下表の該当する額を控除した額を12で除した額（収入月額）が、町営住宅については一般世帯が15万8千円以下で、裁量世帯（高齢者及び障害者等の世帯）が21万4千円以下であることが必要です。

1 同居親族	1人につき38万円
2 別居の扶養親族 (所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている者)	
3 老人扶養親族 (所得税法上の扶養親族で、70歳以上の者。老人控除対象配偶者含む。)	1人につき10万円
4 特定扶養親族 (所得税法上の扶養親族で、16歳以上23歳未満の者。配偶者は除く。)	1人につき25万円
5 障害者 (身障手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第3項症、療育手帳㊤A、精神障害者保健福祉手帳1級等に該当する場合は、特別障害者)	1人につき27万円 (特別障害者の場合は40万円)
6 寡婦または寡夫	1人につき27万円 (所得が27万円以内のときはその額)

※ 年齢等の基準日は、当該募集の申込み締切日となります。

※ 裁量世帯については6ページをご覧ください。

収入月額を確認するうえでの注意点

- 法律により非課税とされている所得については、0円で計算してください。
非課税所得とされるものの例
遺族恩給、遺族年金、障害者年金、雇用保険金、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費、生活保護の扶助料、児童扶養手当等
- 申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で入居者資格審査までに退職しなければならない方で、以降無職・無収入となる方は、収入は0円として計算してください。
- 新たに勤め始めた方の場合、支払見込額で推定収入を算出します。

給与所得者が2人の場合の計算例（申込家族4人、うち障害者1人）

区分	所得証明書上の表示	総収入金額	総所得金額
	源泉徴収票上の表示	支払金額	給与所得控除後の金額 ※下記参照
申込者の収入		3,424,000 円	① 2,216,800 円
妻の収入		1,418,000 円	② 768,000 円
			③ 2,984,800 円

合計総所得金額 (①+②=③)	一般控除 (38万円×3)	特別控除 (障害者控除)	控除後総所得金額
2,984,800円	1,140,000円	270,000円	1,574,800円

1,574,800 円／12ヶ月 = 収入月額 131,233 円 → 入居者資格を満たします。

[illegible]

收入基準早見表

(単位：円)

	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与所得者の 場合 「 <u>収入</u> 」	－ (3, 887, 999) 以下	3, 511, 999 (4, 363, 999) 以下	3, 995, 999 (4, 835, 999) 以下	4, 471, 999 (5, 311, 999) 以下	4, 947, 999 (5, 787, 999) 以下
その他の所得 者の場合 「 <u>所得</u> 」	－ (2, 568, 000) 以下	2, 276, 000 (2, 948, 000) 以下	2, 656, 000 (3, 328, 000) 以下	3, 036, 000 (3, 708, 000) 以下	3, 416, 000 (4, 088, 000) 以下
年金所得者の 場合 「 <u>収入</u> 」	－ (3, 924, 000) 以下	3, 534, 666 (4, 430, 666) 以下	4, 041, 333 (4, 937, 333) 以下		

(注) … () 内は、裁量世帯の金額です。

◎ 収入基準早見表の金額は「収入」となります。(ただし、「その他の所得者の場合」は「所得」です。)

◎ 収入基準早見表は、収入のある方が一人だけの世帯を対象として、同居親族控除のみを考慮して計算したものです。